

## 第3号議案

### 2016年度活動方針・活動計画および予算決定の件

#### 2016年度 活動方針（案）

##### 【くらしと生協を取り巻く情勢について】

###### （地域づくり）

- ・少子高齢化が急速にすすんでいます。京都の人口推計は、2010年比で2040年には84%にまで減少する見通しで、高齢者の単身世帯が急激に増加することから、地域の見守り活動や買い物支援など、孤立しない地域づくりが求められます。
- ・少子化や共働き世帯の増加がすすむ中で、子育て層への支援も求められており、総合的な地域包括ケアの構築が重要です。

###### （くらしや経済）

- ・所得の減少や、非正規雇用の拡大により格差のひろがりが増えています。2014年4月には消費税増税（5%から8%へ）がおこなわれ、こんご、さらなる消費税増税も予定されています。さらなる増税については、日本経済への影響、低所得者への影響、税金の使われ方や社会保障制度のあり方について議論が尽くされることが重要であり、増税や社会保障の削減ありきで軽減税率のみの議論にならないよう求めていく必要があります。
- ・円安による原材料費や物価の上昇、電気料金の値上げ等により家計の負担は厳しさを増しています。
- ・関係国による環太平洋パートナーシップ協定（以下、TPP）交渉が大筋合意に至り、政府はTPPに署名し、発効に向けた国内手続きに入りました。TPPは食の安心・安全にかぎらず、医療・共済分野などの21の広い分野でくらしや経済に影響を与えますが、国民の理解はすすんでいません。国会での徹底した審議が必要です。

###### （食の安全・安心をめぐって）

- ・TPPは、国内農産物の多くの分野で、関税の撤廃や輸入枠の増加などがおこなわれており、今後、国内農業への影響や、食の安全の基本的な制度が後退しないかが懸念されています。
- ・福島第一原発事故から5年が経過しましたが、依然として風評被害による利用回避が続いています。継続したリスク・コミュニケーションなど、食の安心・安全をひろげる取組みが求められます。

###### （消費者問題・消費者施策）

- ・高齢化やIT化が進む中、特殊詐欺などによる消費者被害が深刻化しています。
- ・消費者の世論と運動によって、不当な契約・勧誘行為の差止請求にくわえ、消費者被害の回復を請求できる団体訴訟制度が成立しました。また、消費者教育推進法が施行され、京都府・市の消費者教育推進計画にもとづく活動が始まるなど消費者保護制度の充実が図られつつあります。消費者市民社会づくりに向けて、これらの制度を消費者に知らせていく活動や、適格消費者団体の認知度を高め支援する取組みなどをひろげていく必要があります。

###### （環境・エネルギー問題）

- ・2015年12月、COP21（国連気候変動枠組条約・第21回締約国会議）がパリで開催され、1997年COP3京都議定書以来となる、あらたな温暖化対策（2020年以降）の世界的枠組みを定めた「パリ協定」が採択されました。
- ・節電意識の高まり、原発にたよらないエネルギー政策と再生可能エネルギーの拡大をもとめる世論がひろがっています。一方で原発再稼働の動きもひろがっています。規制基準を満たしているという判断のみで再稼働がすすめられていますが、住民の避難計画の実効性が疑われるなど問題を抱えています。再

生可能エネルギーによる、持続可能な地球環境づくりが課題となっています。

- ・2016年4月より電力の小売自由化が開始されました。消費者が電力会社を選択できる情報提供が求められます。

(自然災害対応)

- ・東日本大震災から5年が経過しましたが、今なお復興はすすんでいません。さらに、2016年4月14日に熊本・大分地震が発生し、甚大な被害が出ました。この地震により多くの方が被災し、生産活動の停止による経済への影響も出ています。継続した復興支援が重要な課題となっています。
- ・京都府内でも台風・豪雨による被害が多発しています。防災マニュアルやBCP（事業継続計画）の策定などが求められているとともに、防災・減災の取組みは、一人ひとりの意識を高めていくことが必要です。

(平和・民主主義)

- ・安全保障法制関連法案が強行採決されました。国民の多くが反対し、多くの憲法学者が憲法違反であることを指摘するなか、憲法の定める民主主義や平和主義、立憲主義を否定する政府の動きに、かつてない不安と懸念の声がひろがっています。今後、憲法改定の動きも想定されることから注意が必要です。
- ・核不拡散条約（NPT）再検討会議をふまえ、核兵器も戦争もない平和な世界をもとめる世論と運動をひろげていくことが重要です。継続して代表派遣者による報告会を実施することが大切です。

(協同組合運動)

- ・2012年の「国際協同組合年」の取組みをはじめ、協同組合間の連携した活動がすすみました。
- ・京都の生協活動を豊かに発展させる協議会（略称：KSK）の開催や、環境・エネルギー、地域づくりをテーマとした活動についても連携して取り組みました。組合員のくらしに貢献し、さまざまな要望にこたえるために、会員同士の連携をさらに強める必要があります。

## 【京都府生協連の役割と課題】

生協の役割発揮への期待が大きくなるなか、第63回通常総会で議決を予定している「新・京都の生協の課題と京都府生協連の役割」にもとづき、京都府内に生協の活動が一層ひろがるように、その役割を発揮していきます。

### [1] 京都の生活協同組合の連合会として地域社会の中で役割を発揮します

#### (1) 行政・諸団体からの生協への社会的要請にかんする対応

- ①審議会や各種団体からの委員派出の要請にこたえていきます。
- ②くらし・環境・平和・地域づくりなど行政や諸団体と連携した取組みを推進します。
- ③行政・諸団体との懇談会や意見交換会をおこない、生協の取組みを伝えていきます。
- ④京都府・京都市からのパブリック・コメント募集や政策提言について積極的に対応します。

#### (2) 会員生協や京都府生協連の活動について社会に知らせる広報活動

- ①京都の生活協同組合の取組みをマスコミや報道機関に積極的に紹介、発信します。
- ②行政や各種団体に向けた対外広報誌『京都の生協』の発行をすすめます。（年3回）
- ③会員生協むけ広報誌『京都府生協連ニュース』の発行をすすめます。（年1回）
- ④京都府協同組合連絡協議会『協同組合人』の発行をすすめます。（年4回）
- ⑤ホームページの迅速な情報更新につとめます。

### (3) 会員生協の研修・交流・協同活動を促進

- ① 京都の生協活動を豊かに発展させる協議会（略称：KSK）を年4回開催します。
- ② 会員生協間の交流がすすむように会員生協の情報把握につとめ、理事交流や広報誌の交流など、会員生協間の連携のパイプ役として役割をはたします。
- ③ 会員生協で取り込まれる学習会などの情報の提供など、日常のコミュニケーションを強めます。

### (4) 日本生協連・他府県生協連・各種協同組合などとの連携・交流

- ① 関西地連等の活動に参加し、連携・交流をすすめます。
- ② 近畿地区の各生協府県連との定期協議の場で交流をすすめます。
- ③ 各種協同組合や諸団体とのネットワークをひろげます。
- ④ 会員生協への情報提供に努めます。

## [2] 京都の生活協同組合の社会的役割を発揮し、以下の重点課題を設定して取り組みます

### (1) 消費者施策の充実と消費者運動の推進で「消費者市民社会」の実現をめざす課題

- ① 京都府の消費者教育推進計画にもとづく活動を会員生協、行政、諸団体と連携してすすめます。
- ② 消費者問題については適格消費者団体（NPO法人消費者支援機構関西、NPO法人京都消費者契約ネットワーク）、NPO法人コンシューマーズ京都などと連携し、取組みをすすめます。
- ③ 消費者被害の回復をめざす新しい消費者団体訴訟制度（消費者裁判手続き特例法）について理解をひろげるために、学習や広報をすすめます。
- ④ これら①②③の取組みを通して「消費者市民社会」についての学習をすすめます。

### (2) 誰もが安心してくらせる地域社会づくりをめざす課題

- ① あらたな介護保険制度への対応を、市町村や地域の諸団体と連携し、高齢者が安心してくらせる地域包括ケアシステムづくりへの参加をよびかけ、推進します。
- ② 地域事業推進チームを設置して、生協に求められる地域のニーズを把握し、情報の交流や、調査・研究をすすめます。
- ③ 男女共同参画の推進、子育て支援、障害者や社会的ハンディを抱えた人々が安心してくらせる地域をめざし、学習や交流をすすめます。

### (3) 食品安全の社会システム形成と食育活動の推進により住民の安心と健康づくりに貢献する課題

- ① 「食品の安心・安全」をテーマに、ひきつづき学習と情報提供等をすすめます。
- ② 京都府・J A京都中央会・(一社)京都府食品産業協会等と協力しながら、京都府食の安心・安全推進条例と行動計画にもとづく連携企画をおこないます。
- ③ TPP参加による、生産者への影響や食の安全について注視しておく必要があります。交渉内容が公表され、TPP参加のメリットばかりが強調されていますが、内容への正確な理解はすすんでいません。必要に応じて学習会などを実施します。
- ④ 会員生協や協同組合連絡協議会とも連携し、食育活動の推進と交流をすすめます。

### (4) 環境保全活動をつうじて、持続可能な社会を実現する課題

- ① COP21 パリ会議報告会の開催のほか、さまざまな学習・報告会では、できるだけ参加対象を広げた設定をめざします。
- ② 再生可能エネルギーの普及・拡大にむけて、諸団体と協力した活動を推進します。
- ③ 京都グリーン購入ネットワークや京都市ごみ減量推進会議など諸団体と連携し、持続可能な環境づくりに貢献します。

- ④会員とともに省エネ・節電、再生可能エネルギー普及の活動を調査・研究・交流します。  
2016年4月から開始された電力小売自由化については、動向を注視しながら必要な取組みをすすめます。

#### **(5) 広域災害、局地災害を想定した防災・減災、被災者支援をすすめる課題**

- ①会員生協でのBCP（事業継続計画）策定や防災マニュアル作りに向けた情報提供や援助をすすめます。
- ②災害時の被害状況の把握、ボランティア受付要員の派遣等を迅速、積極的に対応します。
- ③京都府災害ボランティアセンターの構成団体としての役割を發揮します。
- ④京都府総合防災訓練への会員生協の参加をひろげます。
- ⑤京都府生協連の防災マニュアルは、必要に応じて「日本生協連・近畿版広域地震対応マニュアル」にあわせて整理します。
- ⑥被災した場合の会員どうしの連携や支援を受ける場合の体制等、意見交流し検討をすすめます。

#### **(6) 国際協同組合年の企画や活動を継承し、発展させる課題**

- ①京都府協同組合連絡協議会（構成：JA京都中央会／京都府漁協／京都府森連／京都府生協連）を中心に、国際協同組合年の活動を継承し、会員生協とともに取組みをすすめます。  
国際協同組合デー第27回京都集会の開催。  
第16回京都府協同組合職員体験・交流学校を開催します。
- ②ICA「協同組合の10年に向けた計画（ブループリント）」や協同組合の課題にかんする学習会を開催します。
- ③さまざまな協同組織との連携した活動に多くの組合員や学生も参加でき、協同組合活動が実感できる機会をひろげます。

#### **(7) 核兵器も戦争もない平和な社会の実現をめざす課題**

- ①会員生協とともにピースパレードへの参加など、ピースアクション2016に取り組みます。
- ②被爆体験、戦争体験を次世代に引き継ぎ、核兵器も戦争もない世界をめざす活動をすすめます。
- ③核不拡散条約（NPT）再検討会議の報告会に継続して取り組みます。
- ④平和と民主主義、立憲主義を大切にする立場から、安全保障法制関連法や憲法についての学習会や意見表明、諸団体との共同行動をすすめます。

### **[3] 法令・定款等を遵守し、会員合意にもとづく運営をすすめます**

#### **(1) 理事会・常任理事会・会長・専務会・運営会議の開催**

- ①理事会が会員総意の形成と会員生協の学びと交流の場となることを重視して運営します。
- ②常任理事会は、京都府生協連の運営・執行が全会員の「合意」ですすめられるよう、よりいっそうの役割をはたします。
- ③会長・専務会は、月1回の開催を基本に、連合会の運営課題を協議し、執行を確認します。
- ④運営会議は、「理事会決定・確認事項等にもとづく活動を推進」する位置づけとし、月1回の開催を基本に運営します。

#### **(2) 監事監査**

- ①監事監査方針・監査計画にもとづく監査の実施に誠実に対応します。
- ②監事による監査活動が円滑におこなわれるよう環境整備につとめます。